

独立行政法人評価委員会の総会と部会の役割分担

(平成15年7月4日 厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)
 (平成16年3月30日 改正)
 (平成 年 月 日 改正)

独立行政法人評価委員会の審議事項については、法人の個別性に応じた迅速な対応を図るため、下記のとおり「総会の議決を必要とする事項」と「部会の議決を委員会の議決とする事項」に分けることとする。

ただし、共管法人であって他府省の主管に係るものについて、「総会の議決を必要とする事項」のうちⅠ及びⅡの事項に関しては、部会の議決を委員会の議決とする。

総会の議決を必要とする事項	部会の議決を委員会の議決とする事項
Ⅰ 業務実績評価等に関する事項 (1) 中期目標期間の実績評価（通則法第34条第1項） (2) 中期目標期間の評価結果の法人及び総務省評価委員会への通知、法人に対する業務運営の改善その他の勧告（通則法第34条第3項） (3) その他委員会の決定等が求められる事項に関する基本的事項（独法個別法、法人諸規程）	Ⅰ 業務実績評価等に関する事項 (1) 各事業年度の実績評価（通則法第32条第1項） (2) 各事業年度の評価結果の法人及び総務省評価委員会への通知、法人に対する業務運営の改善その他の勧告（通則法第32条第3項） (3) 役員の退職金に係る業績勘案率の決定（閣議決定） (4) その他委員会の決定等が求められる事項（独法個別法、法人諸規程）
Ⅱ 意見提出に関する事項 (1) 中期目標期間終了時の組織及び業務の全般にわたる検討に際しての意見提出（通則法第35条第2項）	Ⅱ 意見提出に関する事項 (1) 業務方法書の認可、中期目標の策定・変更、中期計画の認可に際しての意見提出（通則法第28条第3項、第29条第3項、第30条第3項） (2) 財務諸表の承認、剰余金の使途の承認、短期借入金に係る認可、長期借入金及び債券発行に係る認可、 <u>不要財産又は重要な財産の処分等の認可</u> 、役員報酬等の支給基準、積立金処分の承認に係る意見提出（通則法第38条第3項、第44条第4項、第45条第4項、 <u>第46条の2第5項、第46条の3第6項</u> 、第48条第2項、第53条第2項、独法個別法）
Ⅲ 委員会の運営等に関する事項 (1) 運営規程等の制定・改正 (2) 評価基準の決定 (3) 部会等の設置と役割分担 (4) その他委員会の運営に関する基本的事項	Ⅲ 部会の運営等に関する事項 (1) 評価基準の細則の決定 (2) その他部会の運営に関する事項